

# 高齢者虐待防止のための指針

## 1 基本的な考え方

社会福祉法人越後厚生会及び所轄するケアハウス糸魚川翠明苑及びケアハウス糸魚川みなみ翠明苑は、入居者の人権を守り、安全で健やかな生活を確保するため、老人福祉法等の趣旨を踏まえるとともに、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）に規定する、高齢者虐待の防止等のための措置を確実に実施するために本指針を定める。

## 2 高齢者虐待の定義

### （1） 身体的虐待

高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴力を加えること。また、正当な理由なく身体を拘束すること。

### （2） 介護・世話の放棄

高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を擁護すべき職務上の義務を怠ること。

### （3） 心理的虐待

高齢者に対し著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい外傷を与える言動を行うこと。

#### (4) 性的虐待

高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。

#### (5) 経済的虐待

高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

### 3 虐待防止のための具体的措置

#### (1) 苦情処理の徹底

施設内における高齢者虐待を防止するため、入居者及びそのご家族等からの苦情について、真摯に受け止め、これを速やかに解決できるよう苦情解決体制を整備する。

#### (2) 虐待防止委員会の設置

① 施設は、虐待発生防止に努める観点から「虐待防止委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。なお、委員会の委員長は統括施設長または施設長とする。

② 委員会の構成メンバーは、統括施設長、施設長、副施設長、生活相談員、生活支援員とする。

③ 委員会開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、施設が開催する他の会議体と一体的に行う場合がある。

④ 委員会は、定期的（年2回以上）かつ必要に応じて委員長が招集する。

⑤ 委員会は、次のような内容について協議する。

ア 虐待の防止のための職員研修の内容等に関する事。

イ 虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事

ウ 職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行なわれるための方法に関する事。

エ 虐待等が発生した場合、その発生原因の分析から得られる再発の確実な防止策等に関する事。

オ 再発防止策を講じた際に、その効果及び評価に関する事。

### （3） 職員研修の実施

① 職員に対する虐待防止のための研修内容は、虐待の防止に関する基礎的内容等（適切な知識の普及・啓発）と併せ、施設における虐待防止の徹底を図るものとする。

② 具体的には、次のプログラムにより実施する。

ア 高齢者虐待防止法の基本的考え方の理解

イ 高齢者権利擁護事業及び成年後見制度の理解

ウ 虐待の種類と発生リスクの事前理解

エ 早期発見・事実確認の報告等の手順

オ 発生した場合の改善策

- ③ 研修の開催は、年1回以上とし、新規採用時には必ず実施する。
- ④ 研修の実施内容については、出席者、研修資料、実施概要等を記録し、電磁的記録等により保存する。

#### (4) 虐待等が発生した場合の対応方法

- ① 虐待が発生した場合には、速やかに市町村、地域包括支援センターに報告するとともに、その要因の除去に努める。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であった場合には、役職位を問わず厳正に対処する。
- ② また、緊急性の高い事案の場合、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命を優先する。

#### (5) 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

- ① 入居者、入居者ご家族、職員等から虐待の通報または報告を受けた場合、本指針に従って対応する。
- ② 通報又は報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意をはらった上で、虐待を行った当人に事実確認を行う。そして、必要に応じ、関係者から事実確認を行った場合、これらの経緯を整理し記録する。
- ③ 施設内で虐待等が疑われる場合には、関係機関に報告し、速やかな解決に努める。
- ④ 施設内において虐待が疑われる事案が発生した場合は、速やかに

「虐待防止委員会」を開催し、事実確認を行うと共に必要に応じて関係機関に報告し、速やかな解決に努める。

- ⑤ 虐待等が事実であることが確認された場合、当人に対応改善を求め、必要な措置を講じる。
- ⑥ 上記の対応を行ったにもかかわらず改善されない場合や緊急性が高いと判断した場合には、市町村窓口等外部機関に通報する。
- ⑦ 委員会においては、当該事実の発生経緯・原因を検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知するとともに、市町村に報告する。
- ⑧ 必要に応じては、関係機関や地域住民等に対して説明・報告を行う。

## (6) 成年後見制度の利用支援

- ① 入居者又はそのご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、社会福祉協議会や市町村の相談窓口等を案内するなど支援を行う。

## (7) 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ① 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付けた内容を苦情解決責任者に報告する。
- ② 苦情相談窓口で受付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者が不利益にならないよう細心の注意を払って対処する。

③ 対応の結果は、相談者にも報告する。

(8) その他の虐待防止の推進のために必要な事項

① 権利擁護及び高齢者虐待防止などのための内部研修他、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

4 本指針は、施設内に掲示し、閲覧できるようにすると共に、ホームページ等にも公表し、入居者及び家族が自由に閲覧できるようにする。

本指針は、令和6年4月1日から施行する。

社会福祉法人 越後厚生会

# 高齢者虐待防止のための指針

令和6年4月1日制定

